

令和6年度 第2回葉山町公共下水道審議会 議事録（概要版）

日時 令和6年11月20日（水）10:30～12:20

開催場所 葉山浄化センター3階会議室

出席者 ○委員

加藤 裕之委員（会長）、難波 悠委員（副会長）、青木 拓哉委員

小碓 聡史委員、高木 厚委員、黒下 行雄委員、奥井 名奈子委員

○事務局

環境部長 新倉、下水道課長 藁科、下水道課課長補佐 阿比留

下水道課主査 秋本

議事 令和6年度第2回葉山町公共下水道審議会

1. 開会

2. 概要説明

①第1回審議会の振り返り

②下水道使用料対象経費の算定方法

3. 議題

①使用料改定率に関する審議

②減免制度のあり方に関する審議

4. 閉会

1. 開会

○事務局（藁科）

第2回葉山町公共下水道審議会の開会にあたり、委員出席者が過半数（出席7名/全9名）に達しており、会議が成立していることを報告した。

2. 概要説明

①第1回審議会の振り返り

第1回審議会の振り返りとして、事務局より配布資料を参考に以下の項目を説明した。

- 第1回審議会議事録と町ホームページでの公表について確認した。
- 第1回審議会以降に委員の皆様からいただいた意見に対する回答を資料に基づき配布説明した。なお、今回の未回答の2点の質問については、内部調整後に資料を作成し、別途メール等で回答させていただく。
- 別紙に用語解説を付けている。不明な用語があれば解説を順次追記することを確認した。

事務局の説明を受けて、各委員からの質疑応答は以下のとおりである、

○難波副会長

5 ページの一番上の評価①で、経費回収率のパーセンテージがすごく下がっているのは、具体的にこの5年間何があったのかと、今後も下がり続けていく見通しなのか、あるいは何かの方針があったか、このときだけ下がっているのか。

○事務局（秋本）

令和2年度に使用料収入が、令和元年度の2億3900万に対して、令和2年度に2億5800万で伸びたのは、コロナのタイミングで葉山町で在宅ワークがかなり増えたためである。そのため、

令和2年度が少しレギュラーな数字となったこと、令和3年度はその令和2年度の影響も少し受けたので、使用料が順次伸びてきた。そこからコロナの在宅ワークが徐々に減ってきたため、使用料収入が今まで通りに戻ってきた状況がある。また、維持管理費についても、老朽化を迎えていることから、修繕費の支出が伸びたことが要因である。また、今後については、使用料収入がこれからは横ばいになることと、維持管理費の見通しを考えると、物価上昇などで、まだまだ修繕費・委託料が伸びることで、経費回収率を悪化させる影響はかなりあると思っている。その点で、使用料の収入をどれだけ上げていくかが、今後の経費回収率の改善に向けての要因になると考えている。

○黒下委員

汚水処理費の中に修繕費がすごく伸びている。使用料の伸びと汚水処理費の伸びを比較すると、修繕費が中に入っていると、修繕費はどんどん発生するので、比較がしづらいと思う。修繕費を除いて、動力費とか薬品費とかのオペレーションに関わる費用を比較してはどうか。純粋にオペレーションを効率的に行っているのかを見たいということ。

○事務局（秋本）

設備の改築更新費用は、修繕費に入れていないですが、使用料を決めるときは修繕費も含めた形で考えなければいけない。修繕費を入れた形の表と、修繕費を除いた伸び率を比較できる表を次回以降にご説明できるように整理させていただきながら、水量の伸びと実際のオペレーションの伸びがどれくらいのものなのか、修繕費はどれだけ増えているか今後整理を行う。

○加藤会長

大規模な改築のときは、当然ローンで行うが、その返済は、葉山町場合、汚水処理費に入れているのか。

○事務局（秋本）

改築更新の費用については、減価償却費として元金分については一般会計繰入金として補填するものとして、汚水処理費には入ってきていない。ただし、修繕費については汚水処理費として使用料対象経費に含まれている。

②下水道使用料対象経費の算定方法

下水道使用料対象経費の算定方法として、事務局より配布資料を参考に以下の項目を説明した。

- 使用料対象経費の算定手順について、日本下水道協会発刊の「下水道使用料の算定の基本的な考え方」に示されている手順で行うことを説明した。
- (1) 使用料算定期間の設定：今回使用料改定を実施にあたり、使用料改定を予定している令和8年度から5年ごとに、順次その時点のシミュレーション等を行いながら、使用料の算定として5年間という期間設定を考えている。
- (2) 使用料対象経費の算定：使用料算定期間における管きよの整備計画、施設の更新計画、維持管理費の計画、職員の配置計画、これらの計画を前提とする排水量の伸びの予測を行い、下水道の管理運営費を試算する。算定にあたっては、将来の物価上昇と、人件費の上昇による費用の増加と、導入検討中の官民連携による事業の効率化の費用削減についても、反映する。
- (3) 現行の使用料体系を基に推計して、使用料収入と使用料対象経費を比較して収支不足

の確認を行うことと、使用料改定率の目安を判断する。

- 経営戦略の方針に基づき、大幅な改定率とならないように段階的な改定をしていきたい。
- 下水道事業運営に伴う経費には、汚水処理費と雨水処理費があり、費用負担は汚水私費・雨水公費として考える。
- 使用料対象経費案 1：維持管理費分に加えて一般会計繰入金 5 億円（都市計画税相当）の不足額になる一部の資本費分を含めた額を使用料対象経費として見込む
- 使用料対象経費案 2：まずは第一段階としては維持管理費分だけを見込む。
- 事務局側としては、赤字を出さないような経営として、資本費分の一部を含めた使用料対象経費と考えていきたい。

事務局の説明を受けて、各委員からの質疑応答は以下のとおりである、

○加藤会長

一般会計繰入が都市計画税に固定というのは、何に充てるかどうかは別として、それはずっと固定ですか。

○事務局（秋本）

現時点で基準内繰入がかなり多く入っている実態と、一般会計側も今後大規模な費用かかる見込みになっている。そのため、少しずつでも支出の抑制を図り、都市計画税見合分を下水道事業の方に繰り入れる方向で、財政部局、町長、副町長と協議をさせていただいた上で、確定までいただいている。その期間については永続的ではないが、5～10 年の中期的には 5 億円はある程度確保いただいている。

○黒下委員

令和 8 年度に上げる使用料は、この審議会で決めていくのか。もう決まっているのか。令和 2 年の経営戦略のときに出した数字が 134 円/m³ から 150 円/m³ で足らないと。なぜ経営戦略で足らないような数字にしたのか。

○事務局（秋本）

そこは第 1 回審議会のときに説明をしましたが、経営戦略は令和元年・2 年に作成したもので、平成 30 年度・令和元年度の決算を反映したもの。そのときは、物価上昇、コロナ前の試算となり、150 円/m³ であれば赤字が出ない試算であった。そのため、令和 2 年、3 年で劇的に社会情勢が変わったため、そこを反映してお金が不足する状況になった。

○高木委員

基準外繰入金を 6 億円から 5 億円で調整していきたいということですが、基準外繰入金は何のために一般会計からこれだけ繰り入れているのでしょうか？

○事務局（秋本）

まず、6 億全部が基準外ではない。維持管理費に対して、使用料収入では不足する金額について、基準外繰入でお金を補填させていただいている。6 億のうち、約 1 億円分：9,200 万が、赤字補填という意味での基準外繰入となっている。

○黒下委員

維持管理費の定義の説明を聞いて、分かりづらいというか頭に入らない。

○事務局（秋本）

維持管理費についてコメントいただいたとおり、分かりづらいところがあるので、維持管理費部分を細分化しながら、目で見て分かるような資料を作成させていただきたい。

○青木委員

2点ほど教えてください。毎年2パーセントの物価上昇を見込むということですが、物価上昇を見込む範囲というのは、維持管理費、資本費、両方とも？あと人件費とかも含めて2パーセント上がりますというふうに想定をされていますでしょうか。維持管理費、減価償却、それから利息も資本費、投資額が上がる形で盛り込まれてることでしょうか。

○事務局（秋本）

維持管理費は物価上昇の2パーセントがそのまま伸びる。減価償却費については、建設費が2パーセント増えた分、将来に減価償却費から返ってくるので減価償却費も増える。企業債の支払い利息は、毎年、借入れの利率を2パーセントの利息で借りる前提で、利息を試算している。

○青木委員

分かりました。もう一点ですが、使用料収入の財源について、150円/m³で計算しても、まだ財源不足が生じる状況を表しているということですね。

○事務局（秋本）

おっしゃるとおりです。令和8年度に134円/m³を150円/m³に引き上げたと仮定しても、維持管理費を見込んででも足りない。これは直近の物価上昇などが一切反映されていな単価になっていたためです。

○青木委員

案2の場合、維持管理費までは取りあえず賄い、プラスアルファは資本費の方が基準5億円のキャップが掛かるので、それでも不足する分を使用料収入で補う形まで持っていくと、案1になるということですね。

○事務局（秋本）

おっしゃるとおりです。

○黒下委員

最初に下水道につなげた時に、葉山町の住民の方からいろんな意見が出てたのは、料金を水道と下水道の両方を合わせて徴収されるため倍になったと、住民の方が騒いでた記憶がある。だから下水道接続するのは嫌だと。それが、接続率の低下につながっていた。今後使用料改定を行う時に、住民の不満とか、接続なんか嫌だという人が出てきても困るわけだから、そこは考え方の中に入れられたらと思います。

○事務局（秋本）

そこは、丁寧にしっかり説明しておく必要があると思っているのと、やはり水道においては神奈川県営水道ということで、規模のメリットが出てきているところも多少ある。それに対して葉山町公共下水道は、1つの自治体で処理場など色々と管理していることため、下水道料金は少し高がついてしまう。そのような実態をしっかりと説明していくなどの広報対応についても、しっかり考えていきたいと思っている。

○小碓委員

水道料金改定の経緯等を補足的に説明させていただきたい。実は、私ども今回 18 年ぶりに水道料金の改定をさせていただいた。

料金改定を行う中で、水道事業者の責務として、県民の大事な命を守る水を将来に向けて引き継いでいくために、事業体としてどういった仕事をしなければいけないのか、今後これくらいの財政需要が必要ですよということを説明させていただき、その中で料金という形で県民の皆様にご負担をいただくべき基準を併せて議論し、料金改定をさせていただいたという経緯がある。

したがって、今後、葉山町の下水道事業が、将来に向けて、どのような役割を果たしていくべきなのか。そのためにはどういったお金がどの程度必要なのかということを丁寧にご説明されるのが、一番大事なことだと思います。

○加藤会長

葉山の場合は個人の事情もあるけれど、海を抱えていてこの環境を汚してはいけないという役割もあると思うので、その辺をしっかりと説明しながら進める必要があると思います。

○事務局（秋本）

分かりました。

3. 議題

①使用料改定率に関する審議

使用料改定率に関して、事務局より配布資料を参考に以下の項目を説明した。

- まず、今日改定率を決めるのではなく、今日ここで一度お示ししたものをその間でいただいた意見も踏まえながら、次回第 3 回に向けて改定率についても議論をしていきたいと考えている。
- 現行の経営戦略では、150 円/m³と 165 円/m³に引き上げれば、経費回収率を 100 パーセント以上担保できて経営が改善することを令和元年度の試算で出していた。
- 現行の経営戦略で算定した財政シミュレーションに対して、直近の物価上昇と社会情勢、なおかつ将来の建設事業費を反映すると、経費回収率が 72.7 パーセントから 85.6 パーセントになり、90 パーセントを超えるような指標にはならない状況になっている。
- 経常収支比率についても、現行の経営戦略では、100 パーセントを切らない試算をしていたが、物価上昇・社会情勢を考慮すると、令和 8 年度に 100 パーセントを下回り、それ以降も右肩下がりに転じる見込みになっている。
- それらを踏まえ物価上昇等を見直すと、令和 8 年度に 176 円/m³、令和 12 年度に 187 円/m³、令和 16 年度に 202 円/m³となる。
- さらに、先ほど提案した維持管理費＋一部の資本費を賄う場合（案 1）、令和 8 年度：182 円/m³、令和 12 年：211 円/m³、令和 16 年度：251 円/m³の値上げとなる。
- 今回の審議会では、あくまで直近の令和 8 年度の使用量単価を決めていただくものと考えているが、試算にあたっては将来展望が必要になるため、令和 12 年、16 年の 10 年間の試算も開示させていただいた。
- 下水道事業の経営改善に向けた取り組みとしては、限られた予算・人員の中で官民連携、PPP/PFI 事業を積極的に活用していくことと、事業の効率化が必要不可欠だと考えており、デザインビルド：設計・施工一括発注方式、葉山浄化センターの整備運営事業を実施しており、さらに、ウォーターPPP とコンセッション方式と管理・更新一体マネジメントを進

める計画である。

- 官民連携の効果を反映した場合、経費回収率では令和 8 年度では差異がないため 176 円/m³ は同一ですが、令和 12 年では官民連携の効果で維持管理費の軽減が期待でき 187 円/m³ から 178 円/m³、令和 16 年でも 180 円/m³ への引き上げで考えている。経常収支比率についても、令和 12 年度で 204 円/m³、令和 16 年度で 246 円/m³ で、7 円/m³ ほどの単価のメリットが出る試算となった。

事務局の説明を受けて、各委員からの質疑応答は以下のとおりである、

○加藤会長

単純に試算するところなののでしょうか？

○事務局（秋本）

民間と上手くしっかり連携しながら民間のノウハウを活用することで、人件費とか維持管理費の低減、投資効果など、将来的な運営費を考えていくことで、町が直営で行うよりも使用料単価への影響が期待できると考えている。

○加藤会長

民間活用を行うとどうしてこのようにコストが下がるのかと言うと、単年の場合端境期（はざかいき）があり、それが長期契約 20 年であれば、民間の方が何か効率的な機械を入れても回収できるので、新技術とか効率的に請けやすくなる。端境期の調整もなくなり、自治体にとっても、毎年発注業務・検査が入るが、それが一回行えばしばらく大きい契約をしなくていいということが、長期契約の民間活用のメリットと思っている。

○高木委員

町民・議会の方に説明していく形になると、今触れていただいた前提で 182 円/m³ というのもやむを得ないと思います。改定して増額となる金額の負担の割り振りをどのようにしていくのかということを、議論、検討していく必要があると思います。

現在では、普及率はほぼ達成、インフラも整備されてこれから更新の時代に入っていくこと、さらに水利用の需要の停滞を考慮すると、現在の使用料体系で採用している逦増率（累進制）は、現状に合っていないと思う。

例えば、マンションなどではそれぞれの部屋に個別にメーターがついているので、標準的な単価で計算できるが、特別養護老人ホームは、介護を要する高齢者がマンションと同じような住形態で生活しているが、1 台のメーターで施設全体の使用料計算となるため、高い単価が適用され、非常に使用料が高くなる。本当にこのような算定方法が適切なのかどうか考える必要がある。

減免制度に関しては、下水道事業だけではなくて、町の福祉施策の方でもどのように考えるのか検討する必要があるように思います。

そういったところも含めて、県の水道料金の改定では、非常にきめ細やかな改定になっている。使用用途別を口径別の料金設定に変更されているとか、基本料金、基本水量の見直し案ということもきめ細やかにされているというのもあります。その辺を、次回以降に議論させていただきたい。

○事務局（秋本）

お話しいただいた使用料体系、料金表をどのように改定していくかは、次回以降しっかりと示

させていただきたいと思っております。おっしゃられる通り、葉山は累進がかなり高くなっているので、そういったところも踏まえて、お示しさせていただきたい。

②減免制度のあり方に関する審議

減免制度のあり方に関して、事務局より配布資料を参考に以下の項目を説明した。

- 今回、神奈川県内の政令市を除く 30 市町村に調査した結果、多くの自治体で減免制度を色々と持たれている。
- 葉山町が該当するのが、生活保護、各身体障害者、知的障害者、精神障害者の方と、社会福祉施策・その他の減免であった。
- 減免制度に対して一般会計から補填を受けている自治体が多くあった。
- 減免分を一般会計の例えば福祉部局から、年間約 300 万円補填いただいた場合に、使用料単価は 2 円/m³ほど下がる見込みである。
- 今回の審議会では、減免制度を無くす、無くさないではなくて、減免制度のお金のあり方をどうするかという議論をして、最終的な答申にしたいと思っている。
- 最後に今後のスケジュールについて、第 3 回の審議会では使用料の改定率について、ある程度いくらかの改定率かを決めたいと思っています。また、使用料体系としての使用量区分などの料金表についても説明する予定です。

事務局の説明を受けて、各委員からの質疑応答は以下のとおりである、

○小碓委員

減免制度について、他部署から補填するかどうかということではなくて、下水道事業で行う営みを使用料という形で、サービスを提供された方の対価として頂戴してこれを賄っていくべきなのか、それとも、サービスと関係なく、町民の方が広く税というかたちでご負担いただいたものから賄っていくべきなのかということを議論するというのが本質だと思う。そのため、資料の書き方について、次回以降見直していただければと思います。

○事務局（秋本）

わかりました。

4. 閉 会

○事務局（藁科）

今日お示した下水道使用料につきましては、今後計画をしている内容を含めて、財源不足を補うための案 1、案 2 の計画を提示させていただきました。次回以降ご審議をいただいて、最終的な使用料改定率、金額等を決定していきたいと思っております。今日、お配りした資料を見ていただき、疑義等がございましたら対応させていただきたいと思っております。

次回は、年明け令和 7 年 2 月 20 日木曜日 13 時から、葉山浄化センターで行う予定です。

本日はありがとうございました。

以 上